

元日農振第 7 8 号
令和元年 6 月 2 6 日

都道府県担当部長 あて

公益財団法人 日本農林漁業振興会
理 事 長 中 家 徹

「農林水産祭参加手続きに関する留意事項について」の一部改正について

農林水産祭参加申込書等については、「農林水産祭参加手続きに関する留意事項について」（平成 6 年 6 月 1 日付け元日農振第 132 号日本農林漁業振興会会長通知）に基づいて、提出いただいているところですが、この度、参加手続きの電子化を図るため、別添新旧対照表のとおり一部改正しましたので、ご了知願います。

また、貴管下の関係者への周知徹底について、よろしく願います。

(別添)

「農林水産祭参加手続きに関する留意事項について」一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
農林水産祭参加手続きに関する留意事項について 1. 略 2. 農林水産祭参加申込書等は、<u>正本 1 部及び電子データ（電子メールの添付ファイルまたはCD等）</u>を提出すること。 <u>なお、参加申込書の提出に当たっての具体的な方法については、振興会が別に定め、ホームページ上に掲載する。</u> 3. ～ 7. 略	農林水産祭参加手続きに関する留意事項について 1. 略 2. 農林水産祭参加申込書等は、<u>それぞれ 3 部（正本 1 部、副本 2 部）</u>を提出すること。 <u>なお、行事が農産・蚕糸、園芸、畜産等の数部門にわたる場合は、所定の 3 部の外に、部門ごとに副本 1 部を追加すること。</u> 3. ～ 7. 略

附 則（令和元年 6 月 26 日付け元日農振第 78 号）

この留意事項の改正後の規定は、令和元年 7 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。